

大口定期預金

(2019年4月1日現在)

商品名	大口定期預金	
販売対象	・法人、個人のお客様	
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・満期日指定方式 1ヵ月超5年未満 ・定型方式の場合は、預入時の申出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます。 	
預入(受入)	預入(受入)方法	・一括預入
	預入金額	・1,000万円以上
	預入単位	・1円単位
払戻(支払)方法	・満期日以後に一括して支払います。	
利息	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利(契約日の店頭表示の金利を満期日まで適用します。) ・満期日に、同一期間の大口定期に自動継続します。適用金利は、継続日における金額階層別店頭表示金利を適用します。 ただし、特約書がある場合は特約書に従います。
	利払方法(頻度)	<ul style="list-style-type: none"> ・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。(ただし、2年超3年未満は最初の1年時点での1回のみとなります。3年超は3回、4年超は4回の1年毎となります。) なお、中間利払日に支払う利息は預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払率(約定金利×70%、小数点第4位以下切捨て)により計算します。
	計算方法	・付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。 	
手数料	—	
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱い(期間3ヵ月以上)のものは「総合口座」の担保定期預金に組み入れることができます(貸越金利は担保定期預金の約定金利に0.5%上乗せした金利)。 	
満期前解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、定期預金の満期前解約金利一覧表「別表2」(一覧表-P1)の預入期間に応じた、満期前解約金利および預入日から解約日の前日までの日数により計算した満期前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、満期前解約利息との差額を清算します。 	
金利情報の入手方法	・金利については窓口までお問い合わせください。	
苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話075-211-2111)にお申出ください。	
紛争解決措置	紛争解決措置 紛争解決においては、上記お客様相談室、また全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)をはじめとする他の機関でも受け付けています。お申出により京都弁護士会紛争解決センター(電話075-231-2378)等で紛争の解決を図ることもできます。また、各弁護士会紛争解決センター等に直接申立ていただくことも可能です。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の各弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、当該地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ホームページでも公表しています。詳細については窓口までお問い合わせください。	

その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none">・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金金利により計算します。・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。・預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。
--------------	---